

足場の安全化を進め墜落・転落災害を撲滅しよう！ 【建設現場における足場の安全化推進期間】

平成27年7月1日～平成27年9月30日

主唱：神奈川県労働局・各労働基準監督署・建設業労働災害防止協会神奈川県支部

スローガン

No More 墜落・転落災害

川崎北労働基準監督署

日ごろから労働基準行政における労働災害防止対策の推進について、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県労働局管内における建設業における労働災害の発生状況をみると、「墜落・転落」による割合が最も多く発生しており、死亡や重篤な怪我につながる内容も多発しており憂慮すべき状況にあります。

また、川崎北労働基準監督署管内における建設業の労働災害を見ると、平成25年から死亡災害が連続して発生しており、そのうち「墜落災害」によって5名の方が被災している状況にあります。

これらの中、本年7月1日に足場の安全基準の強化を図る改正労働安全衛生規則が施行され、また、その内容に即して「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」についても改正されております。

神奈川県労働局・各労働基準監督署では、7月1日から9月30日までを「建設現場における足場の安全化推進期間」と定め、増加傾向にある建設業の墜落・転落災害防止対策にご協力いただいているところであります。

つきましては、当署管内における建設現場で働く皆さんが、重篤な労働災害の撲滅を目的とした、墜落災害防止に留意した足場の安全管理が行われますよう、より一層の安全対策の徹底を図られたく、ご協力をお願いします。

👉参考 厚生労働省ホームページ

○足場からの墜落防止対策を強化します。～平成27年7月1日から施行～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081917.html>

○推進要綱（平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11300000-Roudouki-junkyokuanzeniseibu/0000088456.pdf>



その高さでも命を落とす！
1メートルが一命とる!!

安全対策は事業者の責任です！

労働者の命を守るのは事業者です！！

現場の墜落防止対策は万全ですか？

◎労働安全衛生法では
事業者に対して

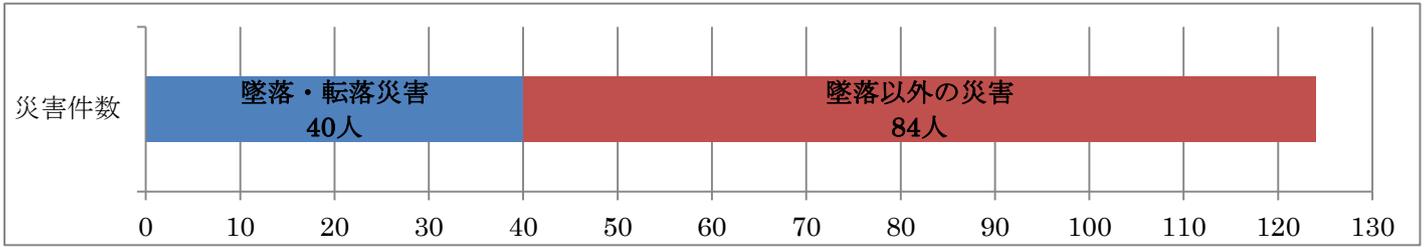
「労働災害防止のための最低基準を守るだけではなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようしなければならない」旨を定めています。

労働安全衛生法第3条

今一度、死亡災害撲滅に向けて、
現場の安全管理（墜落防止対策）を見直しましょう!!!

川崎北労働基準監督署管内で発生した建設業における墜落・転落災害発生状況

(以下、平成26年1月～平成27年6月末までに発生した休業4日以上労働者死傷病報告による値)



川崎北署管内の建設業における労働災害は同期間中に124人発生しており、そのうち40件(3割強)を墜落・転落災害が占める状況にあります。

業種別災害発生状況

土木工事業	内訳	道路建設工事	2人	5人
		鉄道軌道建設工事	1人	
		その他の土木工事	2人	
建築工事業	内訳	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	12人	35人
		木造家屋建築工事	4人	
		建築設備工事	1人	
		その他建築工事	18人	

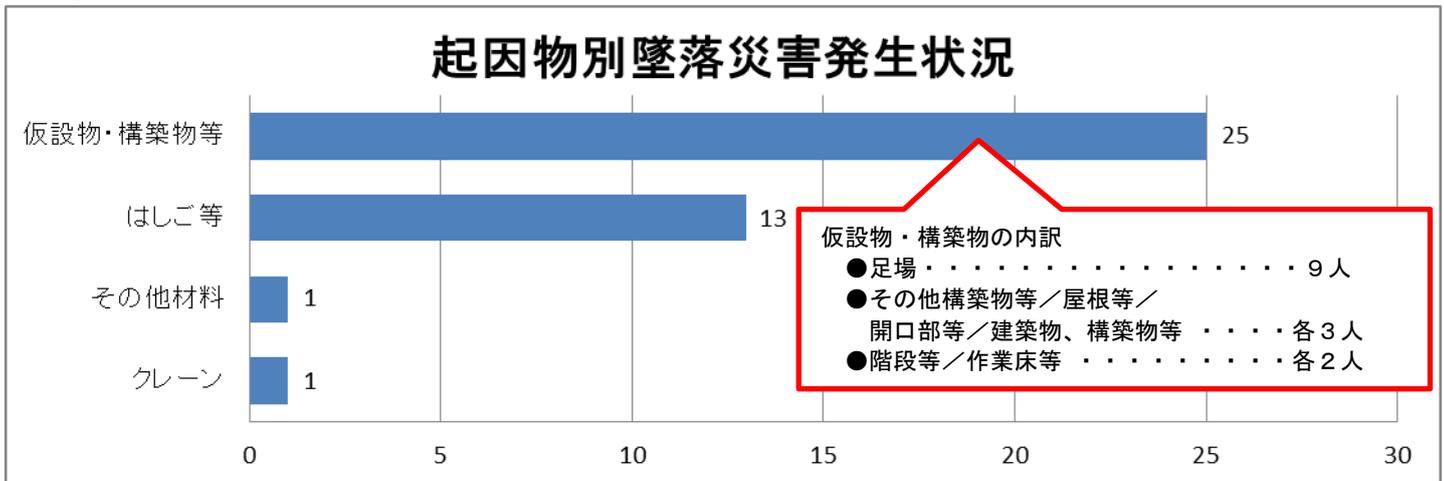
業種別に発生状況を見ると建築工事業で35人と墜落災害の9割近くを占める状況にあります。

発注者別災害発生状況

国	地方公共団体	民間	その他
0人	4人	31人	5人

発注者別に発生状況を見ると、民間発注工事が7割を超え最も多い状況です。公共工事(国および地方公共団体)では手すり先行工法やより安全な設備の導入などが発注条件として付されていることもあり、民間の工事現場においても適切に安全衛生経費を確保し安全な工法の導入促進を行うことがより必要であることがうかがえます。

起因物別災害発生状況



起因物別に発生状況を見ると、同期間中においては「仮設物・構築物等」による災害が最も発生頻度が高い状況にあります。内訳を見ると、足場からの墜落が最も多く、今回の法改正を踏まえた足場設備のさらなる安全管理の必要性があるといえます。また、はしご等を使用時の墜落災害でも死亡につながる事案が発生していることから、その取り扱いについても、特に注意を払う必要があります。

休業程度別災害発生状況

死亡	6か月以上	3～5か月	1～2か月	1～4週
4人	3人	7人	11人	15人

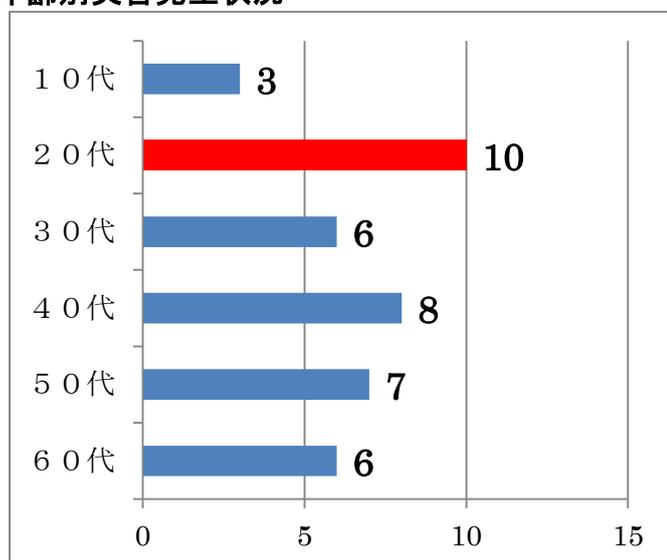
休業程度別に発生状況を見ると、墜落災害に関しては休業見込み日数が1週間未満となるものは無く、他の災害と比較すると重症化する傾向にあります。また、全国的に見ても建設業における死亡災害の事故の型ワースト1であり致死率が高く、当該期間中に当署管内においても4人の方が亡くなっております。

墜落高さ別災害発生状況

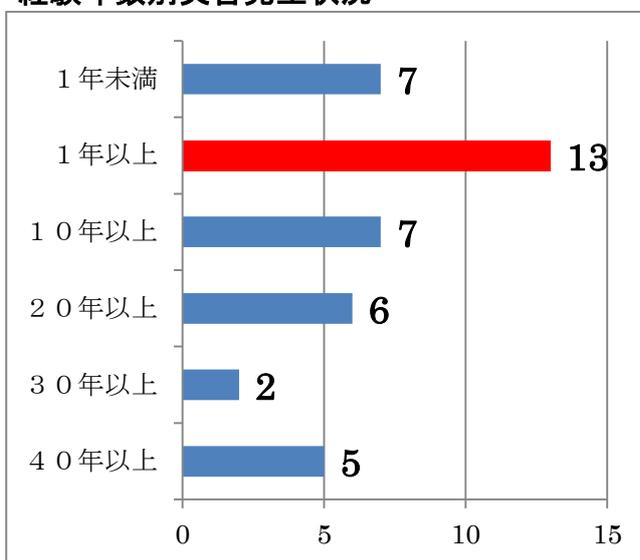
2m以上	2m未満	不明
22人	14人	4人

災害発生時の墜落高さ別にみると、2m以上の高さからによるものが半数以上を占める状況にあります。しかしながら2m未満の比較的低所からの墜落災害の発生も少なくなく、死亡につながるケースもあり、状況にあった適切な墜落防止措置の必要性があります。

年齢別災害発生状況

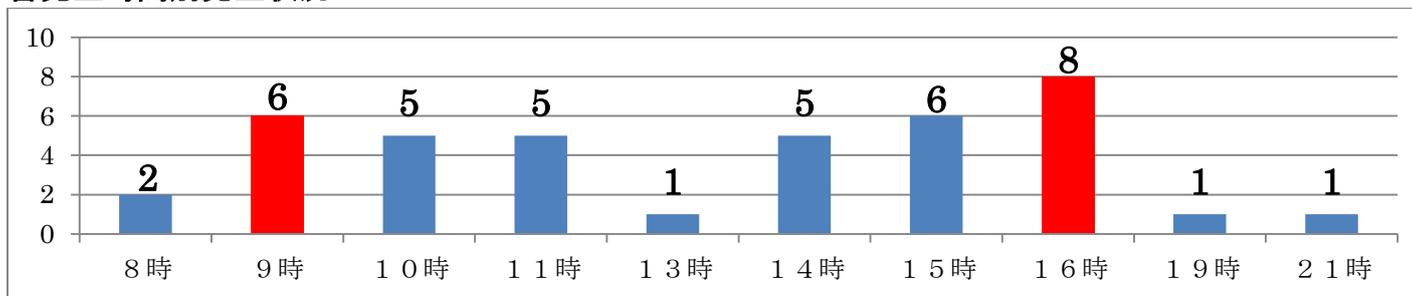


経験年数別災害発生状況



年齢別災害発生状況を見ると、20代の労働者で最も発生している状況であるのがわかります。他署管内では高年齢者が被災する割合が高い傾向にありますが、当署管内の状況を見ると特に昨年から若い世代の労働者が被災する傾向が強くなっており、安全に関する教育（新規入場者教育や送り出し教育など）の重要性が高まっています。

害発生時間別発生状況



災害発生時間別に墜落災害の発生状況を見ると、午前と午後でほぼ半々の状況になります。時間別にみると午前のピークは9時、午後は16時となっており、体が慣れていない作業の開始直後と疲労が溜まってくる作業の終了間際に集中していることがうかがえます。

足場の安全化を推進し、墜落・転落災害の撲滅を図りましょう！

1. 足場の作業床の幅を40cm以上確保するとともに、床材と建地とのすき間を12cm未満とすること。
2. 高さ2m以上の構造の足場の組立て等作業を行う場合には、墜落防止措置を講じるとともに、足場材の緊結等の作業を行う場合には、幅40cm以上の作業床を設け安全帯を使用させるための措置を講じること。
3. 足場や作業構台の組立て、一部解体または変更を行った場合には、作業を開始する前に、足場の点検を行い、危険のおそれがある場所の修理を速やかに行うこと。
4. わく組足場については、「上さん」の追加や「手すり先行専用足場」の設置、わく組足場以外の足場については「幅木」の追加など、「より安全な措置」の導入を検討すること。
5. 足場の組立て等の作業に従事するすべての労働者に、「足場組立て等作業特別教育」を実施すること。

👉 自主点検表をご活用ください。（厚生労働省ホームページに掲載）

足場に係る労働安全衛生規則の改正事項（平成27年7月施行）等自主点検表

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudouki-junkyokuanzeneiseibu/0000088439.pdf>

事業者の皆さん！！ 墜落させない対策は万全ですか？

- ◎安全な足場による作業床は設けていますか？
- ◎防網（安全ネット）等は準備していますか？
- ◎安全帯等の取付設備は設けていますか？
- ◎安全に昇降することができる設備は設けていますか？
- ◎丈夫で、損傷や腐食のない、はしごや脚立を備えていますか？
- ◎足場等について、適正な手すり、さん、幅木等を設けていますか？
- ◎スレート屋根上等、踏み抜きの危険性を及ぼす作業箇所はありませんか？
- ◎高所作業場所の床面にで、つまづき、すべり等の危険箇所はありませんか？
- ◎必要に応じた作業主任者の選任、必要に応じた設備の点検等を行っていますか？

現場で作業する皆さん！！ 墜落しない準備は万全ですか？

- ◎保護具（ヘルメット、安全帯、安全靴等）の着用は出来てますか？
- ◎KY（危険予知）RA（リスクアセスメント）活動済みですか？
- ◎自分の体調に異常（めまい、ふらつき）はないですか？
- ◎作業の内容や現場の状況を確認、把握していますか？
- ◎墜落防止設備の復旧は確認しましたか？

現場では 絶対に落ちない！落とさない！

墜落災害を撲滅しよう!!!

